

伊万里市重度心身障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第 8 号

伊万里市重度心身障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

伊万里市重度心身障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和 5 9 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 重度知的障がい者

知的障がいの程度が児童福祉法第 1 1 条第 1 項第 2 号ハ又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号ハに規定する判定により A に該当する者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊万里市重度心身障がい者の医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者は、当分の間、この条例による改正後の伊万里市重度心身障がい者の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による医療費の助成の対象とする。ただし、施行日以後に旧条例第 2 条第 1 項第 1 号の要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。

3 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。